

福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務

一般競争入札  
入札説明書

令和6年3月

福島県総務部私学・法人課

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

## 2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務  
年間派遣時間 3,224 時間（1 日 7 時間 45 分、派遣日数 416 日）
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福島県庁西庁舎 3 階（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、下記 4 に規定する当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。
- (5) この公告の日から過去 5 年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の会計事務（経理・給与・旅費事務等をいう。）について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受

託した実績があること。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記 5 (1) の場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に必要な費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 履歴事項全部証明書（コピー可）

イ 印鑑証明書（コピー可）

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

エ 福島県内に本社又は営業所等を有していることを証明する書類（パンフレット可）

オ 上記 3 (5) の実績を証明する書類（コピー可）

カ 上記 3 (6) の許可を受けていることを証明する書類（コピー可）

キ 上記 3 (7) の付与等を取得していることを証明する書類（コピー可）

※ 資格確認通知書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、84 円切手を貼った長 3 号封筒を提出すること。

- (2) 上記(1)の書類は、令和 6 年 3 月 15 日（金）（午後 5 時 15 分必着。持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）までに提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合がある。

- (3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、令和 6 年 3 月 15 日（金）以降、入札者に対して通知する。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部私学・法人課  
電話 024-521-7048 (直通)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
令和6年3月25日(月) 午前9時30分  
福島県自治会館 701 会議室 (福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館7階)

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、入札書(様式3)により、上記5(2)の場所で提出すること。郵便による入札は不可とする。
  - (2) 代理人出席の場合は、委任状(様式4)を上記5(2)の場所で提出すること。
  - (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
    - ア 入札金額は、派遣労働者1人1時間当たりの単価を記載すること。  
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札者の住所、名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印をすること。※
    - ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称、代表者氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。※
- ※押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札単価に上記2(1)の予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(入札保証金納付免除申請書(様式2)に保険証書又は業務

実績証明書を添付して令和6年3月15日（金）午後5時15分までに上記5(1)の場所に提出すること。）

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条（別記2, 3）による。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
  - ア 入札参加資格確認結果通知書（入札者が本書を持参すること。）
  - イ 委任状（代理人が出席する場合のみ。）
- (3) 開札は、入札者及びその代理人に立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度の入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとみなす。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者（入札者が3者未満の場合は、その入札をした者）による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式6）に必要事項を記載して提出すること。

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、契約書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式5）を担当課に提出することにより関係職員に説明を求めることができる。

提出期限：令和6年3月14日（木）

回答予定日時：令和6年3月15日（金）

回答方法：福島県ホームページで公開する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引替え又は撤回することができない。

## 10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

## 11 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先のない入札を含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

### 15 契約保証金

- (1) 落札者は、以下の計算式により算出した金額（当該派遣料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。  
計算式 契約単価×予定数量×1.10
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条（別記5, 6）による。

### 16 契約書の作成

- (1) 労働者派遣契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、履行期限の初日までに取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

#### 17 契約条項

労働者派遣契約書（案）及び財務規則による。

#### 18 契約金額の支払

契約金額の支払は、実働時間 1 人 1 時間当たりの額に派遣労働者の実働時間を乗じて得た金額を月ごとに支払うものとする。

#### 19 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

#### 20 当該労働者派遣契約に関する業務を担当する課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県総務部私学・法人課

電話 024-521-7048（直通） F A X 024-521-8345



## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4) (略)

2 (略)

### 別記 2（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

### 別記 3（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

#### 別記4（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5)から(18)まで （略）

2 （略）

#### 別記5（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

#### 別記6（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。